

平成 23 年 6 月土庄町議会定例会会議録

告示第 53 号

平成 23 年 6 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 23 年 6 月 20 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 23 年 6 月 29 日（水）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 23 年 6 月 29 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（上川正衛君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

おはようございます。本日、平成 23 年 6 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成 22 年度一般会計決算見込みについてであります。平成 22 年度の町財政は、国から 2 度にわたる地域活性化交付金が交付され、また交付税が増額したものの、引き続き厳しい財政環境にあり、土庄町行財政改革大綱に沿った健全な財政運営と歳入の確保と歳出全般について節減、合理化を徹底した結果、一般会計歳入合計が 72 億 9,350 万円、歳出総額 68 億 1,528 万 7 千円となり、実質収支では 4 億 7,821 万 3 千円の黒字になる見込みであります。今年度におきましても私が掲げております見える町政、創ろう地域ブランドを指針に健全な財政の堅持に努めてまいり所存であります。

本日提案の議案につきましては、補正予算関係が 3 件、条例関係が 4 件、工事請負契約の締結についてが 1 件、公有水面埋立についてが 1 件、人事案件が 2

件、合計 11 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願いを申し上げまして招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議会運営委員長報告

○議長（上川正衛君）

去る 6 月 20 日と本日午前 9 時から、議会運営委員会を開催いたしまして、今期議会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。議会運営委員会からのご報告を申し上げます。本委員会は、去る 6 月 20 日午前 9 時 30 分より委員会室におきまして今期 6 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。追加議案が提出されておりますので、本日午前 9 時より委員会室におきまして、追加議案を含め、審議をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

まず会期でございますが、本日 29 日から 30 日までの 2 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における各委員長の継続調査の結果報告をしていただき、この報告に対し、質疑を行います。

引き続き、執行部より議案第 1 号から諮問第 2 号の説明を受け、一括質疑を行います。次に議案第 1 号から議案第 7 号について討論、採決、同意第 1 号の採決、諮問第 1 号の討論、採決、諮問第 2 号の採決を予定しております。

続きまして、議案第 8 号について執行部より説明を受け、質疑、討論、採決を予定しております。

次に発議第 1 号、病院再編調査特別委員会の設置についての上程、質疑、討論、採決をお願いし、病院再編調査特別委員会委員の選任について決定を予定をしております。

次に各委員会委員長より提出されております閉会中の継続調査申出についての採択を予定しております。

2 日目の 30 日の本会議は一般質問のみを予定しております。

一般質問につきましては、通告期限であります 6 月 22 日の正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。以

上で今期 6 月土庄町議会定例会を閉会する予定でございますので、よろしくお
願いいたします。

以上、議会運営委員会からご報告といたします。

平成 23 年 6 月 29 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（三枝邦彦君）
10 番（井上正清君）	11 番（川口幸路君）	12 番（太田和博君）
13 番（藤本誠助君）	14 番（上川正衛君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（難波正樹）
企 画 課 長（糸 英彦）	税 務 課 長（三木俊明）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課保健師長（山神典子）
住 民 環 境 課 長（中井俊博）	人 権 対 策 課 長（澤田 穰）
建 設 課 長（杉本正則）	農 林 水 産 課 長（前田満照）
商 工 観 光 課 長 補 佐（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
生 涯 学 習 課 長（南堀英二）	病 院 事 務 長（市村克美）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
総 務 課 課 長 補 佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝正武）	書記（中村友幸）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成23年6月土庄町議会定例会

議事日程（第1号）

（平成23年6月29日招集）

平成23年6月29日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日 程
- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会）
 - 第 4 議案第1号 平成23年度土庄町一般会計補正予算（第4号）
 - 第 5 議案第2号 平成23年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 6 議案第3号 平成23年度土庄町病院事業会計補正予算（第1号）
 - 第 7 議案第4号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第5号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第6号 土庄町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
 - 第10 議案第7号 土庄町景観条例
 - 第11 同意第1号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任について
 - 第12 諮問第1号 公有水面埋立てについて
 - 第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第14 議案第8号 工事請負契約の締結について
 - 第15 発議第1号 病院再編調査特別委員会の設置について
 - 第16 決定第1号 病院再編調査特別委員会委員の選任について
 - 第17 閉会中の継続調査申出について

開会、開議

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今期議会は、本日から30日までの2日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりでございます。

諸般の報告

○議長（上川正衛君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員より、監査の報告を受けております。報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（上川正衛君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において9番 三枝邦彦君、10番 井上正清君を指名いたします。

会期の決定

○議長（上川正衛君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの2日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 6 月 30 日までの 2 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（上川正衛君）

日程第 3、閉会中の継続調査及び継続審査の結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

おはようございます。それでは平成 23 年 6 月 10 日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催いたしましたので、各課ごと順次ご報告申し上げます。

なお、選挙後の初めての閉会中の委員会でございます。委員並びに委員会所管の 8 つの課の課長もほとんど入れ替えになっております。したがって今回の委員会テーマは、各課の業務内容、またこれからの課題について報告を受けましたので、順次報告します。

まず、総務課。土庄町災害時要援護者避難支援プランについて報告を受けました。災害時に、介護を必要とする方や障害がある方など、他者の支援が無ければ避難できない在宅の方を対象とした要援護者に対する取り組みは、平成 16 年の高潮被害以降、平成 18 年から民生委員が主となり取りまとめを行っております。今回は、その取り組みを災害時により効果的に活用するための計画でございます。

目的は、他者の支援が無ければ避難できない在宅の方を要援護者の対象とし、風水害や地震などの災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者の支援体制を確立することでございます。

また対象者は、災害時において地域での支援を希望し、支援を受けるために自己に関する情報を提供することに同意した方とのものでございます。ただし、老人ホーム介護施設等に入所の方は、施設で対応するため、対象外といたします。

災害時情報伝達については、対策本部総務課より民生委員長、全自治会長に連絡網にて連絡体制を整えております。連絡後、各地域において民生委員、自治会、消防団等にて、要援護者を支援するという流れになっております。同時に、災害対策本部からも防災行政無線、車での巡回広報などあらゆる伝達手

段で住民に情報を伝えていきたいとの報告を受けました。

委員からは、4点ばかり意見が出されました。1点、戸形地区の3つの公民館で津波の避難所が地区にどこにもない。自治会の中には、民生委員が誰だか知らない人がいる。消防の分団に出てきている人の家が危ない場合がある。自主防災組織自体あるが、きちんと整備が出来ていない。という意見が出されました。

執行部からは、現在、要援護者が個人情報の保護条例にひっかかり、表に出せない。同意を得た上で計画をつくり、それを消防団、自治会にお渡しすることです。また現在は調査の段階で、資料が集まったときには、当委員会にお諮りするとの報告でございます。この問題は大切なことなので、今後の当委員会において議論を展開したいと思っております。

企画課。課の業務内容について報告を受け、地域活性化事業、移住交流推進事業について意見が出されました。

地域活性化事業については、町内を10地区に分け、職員と地域の方々により、清掃活動、文化的なものや景観を紹介する看板の設置を行っているとのことでした。

移住交流推進事業については、空き家バンクの登録数が少ない件については、空き家はあるが、所有者から提供していただけない。また移住希望者とうまく条件が合わないなどの状態であり、登録件数を増やすために自治会連絡協議会などに空き家情報を提供していただけるようお願いしているとのことでございます。

また、地域公共交通確保維持改善事業については、船舶航路とも深く係わり合いのある課題でありますので、本委員会においては、今後もこの課題を取り上げて、議論を深めて行きたいと考えております。

農林水産課。今年度事業及び課の業務の報告を受け、農業振興地域整備計画推進事業、耕作放棄地対策事業について意見が出されました。

委員からは、農業振興地域整備計画推進事業について、百姓が高齢化し、どんどん少なくなっている。農地が荒れ、猿や鹿が出没し、耕作地が荒らされ困っていることなどから農協などとも十分に検討し、地域がこれからも農業ができる体制を作る計画をしてもらいたいとの意見でございました。

また、耕作放棄地対策事業については、現在、大鐸、唐櫃で実施しているが、上庄、北山地区においても耕作放棄地が出ている。国、県、町が補助金を出し、耕作放棄地を解消する事業を実施していただきたいとの意見でございました。

いずれにしても、農業振興対策、耕作放棄地問題については、今後委員会で取り上げて議論していきたいと思っております。

建設課。課の業務内容の報告を受け、本年度の主要事業についての報告を受けました。

本年度の主要事業として、馬越港港湾整備事業、土庄港周辺整備、刈崎都市下水路整備事業についての報告を受けました。

馬越港港湾整備事業は、平成 18 年から平成 26 年までの事業で、本年度においては、物揚場の工事を行うとのことであります。

土庄港周辺整備は、土庄港緑地整備事業、吉ヶ浦 4 号線事業、西土庄港線事業があり、本年度に完了予定とのことでございます。小豆島の表玄関にふさわしい環境整備を実施し、地域再生、地域経済の活性化を目指していきたいと思っておりますとのことでございます。

刈崎都市下水路整備事業は、本年度、西岡ポンプ場整備事業を行い、管路を一部残し完了予定との報告でございました。

税務課、平成 23 年度予算では、町の自主財源、約 22 億円のうち約 15 億 3,000 万円、69.5%でございます。歳入全体でも 23.2%を占める重要な業務であります。

しかしながら、近年の少子高齢化による人口減、生産年齢人口の減少、景気の低迷等により税収の増加は見込めず、併せて生活困窮、納税意識の低下等で徴収率は低下し、不本意ながら滞納額は増加の傾向にあります。本年は、地方税法に基づく適正・公平な課税事務はもとより、債権管理室設置に伴う庁内の基盤整備とともに、徴収率の向上を目指していくとの報告でございました。

水道課。水道課は現在の浄水場の状況報告、肥土山浄水場の更新計画の報告を受けました。なお、特別委員会が設置されておりますので、浄水場更新事業、事業経営につきましては、特別委員会で協議をお願いすることにいたしました。

商工観光課につきましては、本年度の主な事業とコールセンター事業について報告を受けております。

本年度の事業として、小豆島フレトピアカップ、小豆島まつり、瀬戸内国際こども映画祭、土庄町長杯西日本剣道大会等の事業報告を受けております。

コールセンター事業については、以前から協議をしていた株式会社テレマーケティングジャパンから、東日本大震災の影響を受け、進出は困難との報告があり、地元企業とはその後、ディスカウントストアを除いた、コールセンターと託児所を併設する計画について、今後も話し合いを続けていくとの報告でございました。委員会においても、今後の推移を見ながら議論していきたいということでございます。

出納室。出納室は業務内容と基金の状況について報告を受け、財政調整基金は、平成 21 年度末で約 6 億 4,200 万であったのが、平成 22 年度末には、2 億 8,700 万円積立て、約 9 億 3,000 万円になる見込みであると報告を受けておりま

す。

各課の報告はこれで終わりですけれども、最後に当委員会は、執行部から出された案件に対して、前向きで建設的な議論を展開し、町のため、町民のためになるようにしていきたいと思っております。以上が総務建設委員会のご報告でございます。ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

おはようございます。それでは教育民生委員会の報告をさせていただきます。閉会中の教育民生委員会です。初めての委員会であり、新議員2名が加わった7名の構成であります。所管各課の業務概要と現に議題になっている事項、もしくは将来議題に上がるべき基礎事項につき調査いたしました。所管の各課の業務概要についての報告は、省略させていただきます。現に問題になっている事項もしくは将来議題に上がるべき基礎事項についてご報告いたします。

まず最初に人権対策課。小海浜改良住宅建替事業について、現地調査をいたしました。昨年度からの繰越事業として、9月完成に向け、第3期工事6戸が建設中であり、工事状況を視察してまいりました。住宅の完成後は、7戸の古い住宅を解体し、周辺道路や多目的広場の整備を行いますとの説明を受けました。

委員からの質問については、1つ目は、高潮対策と津波の対策についての考えはどうか。回答といたしまして、建設地盤は、平成16年の高潮災害の時より32cm高くなっておりますので、今のところ高潮については、対応できると考えております。津波については、安全なところへ避難することが第一であり、避難場所を指定して、速やかに避難されることを望んでおりますとの回答です。

2番目には、家賃についての質問です。家賃は、応能応益とし、所得に応じて家賃を決めています。所得の多い人は高く、低い人は安い。そういう応能応益方式をとっていますとの回答です。

次に中央病院。業務概要の説明は省略させていただきます。委員からの質問は、質問1 患者数が減少している。民間の病院に通われていることが影響があるのかの質問に対しまして、民間の病院もありますし、だいたい8割くらいの方は島内の病院に行っていると思います。あと2割は島外の病院に行っていますし、それに人口の減少があります。また、医者の方の数の減によるものと、外来の薬は今まで2週間に1回出していたのが、1か月に1回にしたため、外来の件数が減少。入院につきましては、看護師が少ないため、病床を一部使用していない部分もあり、減少してきています。

次の質問は、高松市が経営している広域圏の救急艇の使用状況についてです。

これについては、救急艇はこの間1回使いました。病院としては1回ですが、消防署に問い合わせましたら、その前にどこか分かりませんが1回使っていたそうです。そういうことで2回使っていますとの回答です。

次の質問は、入院の病床を減らしてきたという事は話されていましたが、住民の皆さまからの入院がしにくくなったというような声があると思うが、どんな声がありますか。これの答えについては、患者を受け入れるにも看護師さんがなかなか確保できません。それに対応できるだけの部屋数しかありませんし、ある程度の救急患者が入ってくる予測もして、看護師の交代もありますからこれ以上は難しいところがありますという回答です。

3番目に健康増進課。概要説明の後、質問1子宮頸がんについて、昨年から実施されたと思いますが、これは何歳から何歳までが対象ですか。これに対しての答えは、小学校の6年生から高校1年生まで、香川県では中学校の1年生から高校1年生までを対象にさせてもらっています。去年は、2月からワクチンが足りなくなり、今高校2年生の子どもさんができなかったときがあるので、今年も高校2年生でも9月までに1回接種していれば、3回接種が必要だが、補助対象にするということになっており、今、高校2年生で接種をまだされていない方に個別通知をさせていただきました。中学校1年生から高校2年生の方までですという答えです。ほかにも質問がありましたけど、1点目は、食生活改善推進事業、2番目は、居宅支援サービス、3番目については、介護認定です。がありましたけど、回答は省略させていただきます。

4番目の住民環境課。業務概要の説明の後、一般廃棄物処理施設についての現地視察を行いました。

し尿とゴミの処理施設の予定地として、関係者にあたっている灘山の現地を見させていただきました。この地はかつて土庄町の産業を代表する石材業の中心地で、石材の切り出し丁場跡でもありました。

委員会室に帰りまして、提出された資料に基づいて、し尿処理場の昭和34年の柚が浜浄苑から現在までの経過、2番目にごみ最終処分場の昭和37年度の柚し尿処理場の西側から現在までの経過の説明を受けました。

その後、一般廃棄物処理施設状況について昨年の11月24日及び今年の2月10日の教育民生委員会でも灘山地区の交渉については、報告済みですが、新しい委員会体制ということであえて、今回は再度、平成22年12月15日から地元の自治会、漁業組合、香川県等の関係団体との交渉経過の説明を受けました。

そのあと委員会の質問のやりとりです。質問の1番として、灘山は国立公園の地域ということなんですけど、今斜面が岩盤があります。その斜面部分が面積

にしたら多いと思うが、それを国立公園にふさわしいように緑地化するということになれば、かなり高額な費用がかかると思うが、その辺の予測というのはやっていないのか。回答としまして、採石跡地ということで県の方と協議をしている中で、具体的に今の段階で、ここにこういうものをするということまではいっていないという回答でした。質問、基本的には採石法で採石権者が原状回復の義務があると思うが、それを町が買収したら、原状回復の義務というのは買収した方になるのか。それとも元になるのか。最終的には町が肩代わりするようになるのでは。これの質問に対しましては、県の担当官いわく、本来は廃止する方がするようなことで手続きをとっていただくということで聞いております。肩代わりというか、一応県の担当者の中では、本来事業者が廃止手続きを取っていただきますので、その辺、緑地化なり、防災の設備をとるような形をした上で県と協議していくということですので、その辺を今話をさせていただいている途中でありますとの回答です。

次に福祉課にまいります。福祉課については、1 母子家庭等医療費支給事業について、2 番目、福祉計画についてこれらの説明がありました。

土庄町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について、説明がありました。条例改正の主な点は、2 点です。第 1 点は、対象者の拡大についてです。

現行制度では、県費の 2 分の 1 補助を受けて、母子家庭の 18 歳までの児童とその母親並びに父子家庭の 18 歳までの児童に係る医療費を助成する制度となっておりますが、この度、県費の補助要綱が改正され、8 月診療分からは、これまで県費補助の対象外となっていた父子家庭の父親が対象に含まれることになりました。このため、土庄町におきましても県補助要綱の改正に合わせて条例を改正し、県補助父子家庭の父についても 8 月診療分から医療費の助成を行おうとするものです。なお、現在、福祉課で把握しております対象者は、9 名です。

第 2 点目は、条例等の題名変更についてです。

このたびの県の補助要綱の改正では、父子家庭の父に範囲を拡大したことに伴い、要綱中における母子家庭等という言い方をひとり親家庭等に変更しております。このため、土庄町におきましても同様の措置を講ずることとし、条例の題名も、土庄町母子家庭等医療費支給に関する条例から土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例に改正することとしております。

次に土庄町地域福祉計画について、平成 23 年度におきまして、福祉課では、土庄町地域福祉計画、土庄町障害者計画及び障害者福祉計画、土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の 3 つの計画を策定する予定となっております。

計画策定までの流れですが、高齢者保健福祉計画については、先月すでにア

ンケート調査を開始しています。そのほか地域福祉計画、障害者計画等につきましては、今月アンケート調査を発送して回収を始めている状況です。その後7月から8月にかけてそれぞれ計画策定委員会、介護保険については、制度の運営審議会等を立ち上げ、平成24年1月頃を目途に最終計画案を取りまとめて、またお知らせする予定にしておりますとのことです。

福祉課の説明の後、委員会の質問としまして、乳幼児の医療費支給事業の対象者は何人くらいか。また、予算については、これの回答については、小学校就学前まで6歳終わりまでになっていますので、650人程度で、予算は1,674万5千円ですとのことです。

次に生涯学習課にまいります。課の概要説明の後、大部公民館建設について並びに旧大鐸小学校校舎改修について、現地視察をいたしました。

委員からの質問としまして、大部公民館建設地の高潮対策については、どうなのか。平成16年の高潮はどうだったのか。避難所になろうかと思うので、高潮対策はクリアしているのかの質問に対しまして、平成16年の高潮の時の潮位の基準面が3.32mでありました。香川県によりますと、大部港の高潮対策基準高が3.6mと聞いております。大部の郵便局の前に県道があります。その県道の一番高いところが4.38mで、高潮の影響を受けていない場所でもあります。今回大部の公民館を建設するにあたり、この県道の一番高いところに合わせるために造成時に平均60cm上げます。そこからさらに基礎で50cm上げますので、公民館の床のところは1m10cmから20cmになりますとの回答です。

委員からの要望としまして、公民館の中に併設する診察室、各部屋について利用者の利用の方法を考えて対応するよう具体的な提案、要望がありました。

次に教育総務課にいきます。小学校建設について、現地を視察してまいりました。

新設小学校建設に関する用地買収に至るまでの協議経過の説明を受け、新設小学校の建設の今後の取り組み方の説明を受けました。

6月9日、土地の所有権移転登記が完了した報告がありました。

土地の面積は、22,482.86㎡で現在測量と地質調査を実施しております。ボーリング位置については8か所ついていますが、塩田の中2か所追加する予定です。現在実施中で詳しいデータは出ておりません。基本設計を高松市の設計業者へお願いしております。その中で塩田跡地をグラウンドとした場合、校舎の配置は、高潮、津波対策についてはいずれにしても、1m程度は、地盤を上げる考えでいる。しかしそれでも防げない津波がきたらどうするのかということについては、避難ということになるが、中学校、小学校連携して、富丘八幡宮のほうを避難所にするとか、今回作る小学校の屋上に避難広場を作るなどを思っ

ていると、液状化に対しては、建物を建てる位置については、杭工事は当然出てくるが、現在ボーリング調査中なので、何 m の杭を打つたらいいか出ません。杭工事については、建物部分の液状化からの被害は防げると思います。あとスクールバスの関係があり、発着場をどこにするか決まっていなくて、それに伴う入り口、玄関の場所によって変わるという答えです。委員からの質問で、前回の高潮時はどうだったのか。高潮・津波に対しては、どういうふうに科学的見地から掘っているのかの質問に対しまして、王子前埋立地は浸かっているが、県ホームページの津波水位 2.5m といわれているが、平成 16 年の高潮は 2.51m、ほぼ同じ高さ。王子前の埋立地は、3.12m である。今日歩いた現場の護岸については、約 3.5m の高さがある。

津波は全くないということはないが、津波と高潮は違うので、この護岸は、親水護岸といまして階段状の護岸による津波研究はしないといけない。高さ的にはそういうことですよとの回答です。

また委員から、杭打ちは建物だけかの質問に対しまして、建物の基礎部分のみ、グラウンドには打たないという回答です。

次にまた委員からグラウンドが液状化の恐れ、そこにいた時にどうなるのか。逃げれるのかどうか。そこをはっきりさせて欲しいと。それに対して、回答については、子どもたちの安全を図るという観点でできるだけ液状化しないように工事のほうで努力はしていくつもりだが、これだけは、責任持って言えない部分が残ってくると思うと。

委員から再度質問がありました。塩田部分のグラウンドは、小学校が単独で使用するものなのか、中学校と共同で使うものか、利用予定は。またスクールバスの発着場はどのあたりなのかに対して、スクールバスは、町民プールを横切って入る形。それぞれ小学校用、中学校用と運用しているが、1 台に乗せれば時間もほとんど変わらないので、そういう運用が可能になってくると。

また、委員からの質問としまして、3 月 11 日の震災を受けて以降、住民の考えは変わってきている。もう一度声を聞きなおすということも大事である。津波、高潮、液状化など 3 月 11 日を大きく考慮していくべきではないか。震災前の意見をそのまま通していくのはどうなのかという質問に対しまして、執行部のほうから、住民の方もいろいろ考えが 3 月 11 日以後で変わった面があるだろうと思っています。そういうことを踏まえまして、6 月 23 日に建設検討協議会を開催する予定です。その中で今までの経緯等もお話しながら、そこで様々な意見を聞きたいという回答です。

委員の中から、今回の地震は想定外ということが言われているが、東南海の地震も想定外のことがあるという危機感を持ってことにあたらないといけない

という意見を出ささせていただいております。

その他にもたくさん質疑ありました、そこで紹介だけさせていただきます。生徒の避難先について、それから 2 番目に小学校・中学校の一体としての使用について、3 番目に地震による液状化について、4 番目に杭打ちについて、5 番目に建物の配置計画案の検討、そういう点の質問がありました。そういうことで、委員会としては、今後のボーリングの結果等を見て、今後の委員会で協議をしていきたいと。

以上です。ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

水道事業特別委員長 川本貴也君。

○水道事業特別委員長（川本貴也君）

おはようございます。本委員会は、6月10日に、閉会中の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要につきましてご報告させていただきます。

本委員会は、5月臨時会において設置され、初めての開催となりました。今までの水道事業調査特別委員会から、委員の構成も変わっておりますので、以前に開催された7回の特別委員会の経過について概略説明を受けました後、土庄町水道事業基本計画に基づき、導水ポンプ槽、原水調整池、生物接触ろ過棟、薬品凝集沈殿地、急速ろ過池、配水地、濃縮槽、多段式天日乾燥床などの浄水処理施設や、事務所を兼ねました管理棟、薬品注入棟、倉庫などの建物とあわせ、肥土山浄水場更新計画を中心に協議をいたしました。

肥土山浄水場更新計画の各施設について、機能などの概要説明を受けました後、前回までの計画との追加及び変更施設の説明があり、以前からの相違点としましては、導水流量計室、緊急遮断弁室、配水流量計室、倉庫を追加したということでした。

委員からは、汚泥処理の方法につきまして、他の方法も検討しているかとの意見が出され、執行部からは、建設費だけでなく、ランニングコスト等を含め、現在の計画である多段式天日乾燥としている。機械脱水については、行っている市町では、職員の常駐などが必要となっているとの回答がありました。

また、更新後の上水 1t 当たりランニングコストについて質問が出されましたが、減価償却のからみがありまして、現在より少し高くなると思われるが、現在のところ、正確な数値は出せないということでありました。

建設予定地への落石があった件につきましては、県のほうが調査をしまして、ワイヤーを張ったり、ネットを張るなどの落石防止工事を県が今年度中に行っていく予定であるとの報告がございました。また、落石があった周辺には建物

等を配置しないように計画しているとの報告がありました。

その後肥土山浄水場にて、委員全員にて現地視察を行いまして、各委員が課長より施設説明を受けました後、散会いたしました。

簡単ではございますけれども、以上で、閉会中の水道事業特別委員会で協議しましたことにつきまして、概略的に説明をさせていただきました。

○議長（上川正衛君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（上川正衛君）

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 4、議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 4 号の件から日程第 13、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

おはようございます。

それでは、私の方から今期議会に提案されました議案につきまして、人事案件意外につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元に配付の議案書及び審議資料をお願いいたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 4 号であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正であります。歳入の特定財源については、歳出の際にご説明いたします。歳出といたしまして、14 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費であります。離島振興事業としまして、土庄宇野航路について新たに制度が制定され、地域公共交通確保維持改善事業の実施に伴う協議会運営にかかる費用と平成 22 年度離島航路運航維持費のうち、国の補助金が確定したため減額をいたします。また、コミュニティ助成事業につきましては、大木戸自治会の太鼓台修理に 250 万円、小部自治会の自治会館新設に 1,500 万円を助成するものでございます。財源につきましては、全額宝くじを原資といたしました自治総合センターコミュニティ助成金でございます。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費では、介護支援体制緊急整備等特別対策事業といたしまして、徘徊・見守り SOS ネットワークを構築する事業でありまして、介護保険特別会計へ繰り出すものです。財源は全額県費になります。

続きまして、2 項児童福祉費におきましては、母子家庭等医療費支給事業が 8 月からひとり親家庭等医療費支給事業に名称変更され、父子家庭へも対象者が拡大されることによる事務費の増加によるものでございます。

次に 16 ページで、4 款衛生費、1 項保健衛生費では、児童虐待防止対策緊急強化事業といたしまして主に啓発事業を実施いたします。財源は全額県費になります。また、病院事業会計繰出金事業では、介護支援体制緊急整備等特別対

策事業といたしまして、ペアレントトレーニング指導者を養成する事業に伴う病院事業会計への繰出金でございます。

次に7款商工費、1項商工費では、観光事務費といたしまして、青森県野辺地町との友好記念碑除幕式の出席のための旅費でございます。また、緊急雇用創出基金事業におきましては、観光イベント運営補助としての賃金などの経費であり、財源は全額県費でございます。

続きまして18ページでございますが、10款教育費、3項中学校費では、生徒のけがによる医療費補てんに要する経費であり、財源につきましては、全て災害共済給付金でございます。

11款災害復旧費では、5月の台風によります災害に関連いたしまして、1項農林水産施設災害復旧費において、小馬越の農地から石が崩落し、町道をさえぎっているため復旧を行うもので、財源につきましては、2分の1が県費であり、20万円は地方債とし、10万円を個人負担といたしております。

また、2項土木施設災害復旧費におきましては、同様に畝木川の一部で護岸が崩落したため復旧を行うものでありまして、財源は3分の2が県費であります。60万円は地方債といたしております。

なお、今回の補正におきましては、一般財源が減額になりますが、これは財政調整基金により調整をいたしております。

次に第2条地方債の補正でございますけれども、6ページになります。目的は、農地と土木施設の災害復旧事業といたしまして、新たに災害復旧債を追加しようとするものでございます。

以上が補正予算の概要でございますが、今回の補正額は1,231万6千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと、67億1,635万3千円となります。

次に23ページをお開きください。

議案第2号、平成23年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出といたしまして、32ページの1款総務費、1項総務管理費では、認知症の方を支援する組織でありますホットハートサポーター運営補助金であります。財源につきましては、全額宝くじによる助成金になっております。

次、4項趣旨普及費では、徘徊・見守りSOSネットワークを構築するための協議会立ち上げなどに要する費用でありまして、全額県費を財源といたしました一般会計からの繰入金となっております。

以上が補正予算の概要でございますが、今回の補正額は、550万3千円の増

額となりまして、補正前の予算額と合計しますと、14億2,993万7千円となっております。

次に35ページをお開きください。

議案第3号、平成23年度土庄町病院事業会計補正予算第1号であります。

病院事業会計では、ペアレントトレーニングといいまして、注意力など自分でコントロールができない脳神経学的な疾患がある子どもを持つ保護者に対し、子どもの行動を理解し、適切な対応ができ、よりよい親子関係作りなどをめざす訓練を行う指導者を養成する事業でありまして、全額県費を財源とした一般会計からの繰入金となっております。

事業費につきましては、収益的収入及び支出では、207万1千円の補正予定額とし、資本的収入及び支出におきましては、59万円の補正予定額といたしております。

次に41ページをお開きください。

議案第4号、土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。審議資料につきましては、1ページから5ページとなっております。これにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、育児休業をすることができない職員の範囲を見直し、新たに非常勤職員が育児休業をすることができることとする本条例の一部を改正するものでございます。

次に45ページになります。

議案第5号、土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。審議資料は、7ページになります。従来1か月に60時間を超えました時間外手当については、割り増し賃金が支払われており、その算定については、法定休日日の日曜日は算定対象とされておりませんでした。人事院規則の改正によりまして、日曜日についても算定対象にされたことにより本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして47ページになります。

議案第6号、土庄町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例です。審議資料は、9ページから11ページになります。本事業につきましては、香川県では現行の香川県母子家庭等医療費支給事業県費補助金交付要綱が改正され、平成23年8月1日から補助金の名称変更と対象者が拡大されて実施されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に49ページをお開きください。

議案第7号、土庄町景観条例。この条例につきましては、景観法に基づく行為の届出や事前協議などにつきまして規定するとともに景観計画を効率的かつ

実行性を高めて活用するため、新たに本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、59 ページをお開きください。

諮問第 1 号、公有水面埋立てについてでございます。審議資料につきましては、13 ページから 15 ページになります。土庄港の港湾管理者である香川県知事から別紙 1 のとおり、湊崎地区におきまして護岸敷と道路用地をつくるための公有水面を埋め立てることについて意見を求められたため、別紙 2 のとおり異議がないことを答申することについて、議会の議決を求めるものでございます。

簡単であります、以上でございます。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

続きまして、人事案件について提案理由のご説明をさせていただきます。

まず 57 ページをお開きください。

同意第 1 号、土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についてであります。平成 23 年 8 月 9 日をもって、土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の任期が満了になりますので、土庄町大鐸財産区管理会条例第 4 条の規定によりまして、議会の同意を得ようとするものであります。

次に 65 ページをお開きください。

諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員の田川成子氏が、平成 23 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任に河野宏宣氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

河野氏の略歴等につきましては、次の 66 ページに記載をいたしております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（上川正衛君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（上川正衛君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から諮問第 2 号までの議案について、

一括して質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 2 号までの議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 23 分

再 開 午前 10 時 30 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 7 号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論採決を行います。

日程第 4、議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 4 号について
討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 5、議案第 2 号、平成 23 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第
1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 6、議案第 3 号、平成 23 年度土庄町病院事業会計補正予算第 1 号につ
いて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 7、議案第 4 号、土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 8、議案第 5 号、土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 9、議案第 6 号、土庄町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 10、議案第 7 号、土庄町景観条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

採決（同意第 1 号）

○議長（上川正衛君）

お諮りいたします。

日程第 11、同意第 1 号、土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についての討論は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（上川正衛君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号を原案のとおり同意とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

討論、採決（諮問第 1 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 12、諮問第 1 号、公有水面埋立てについて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

採決（諮問第 2 号）

○議長（上川正衛君）

お諮りいたします。

日程第 13、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（上川正衛君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第 2 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、適任と決しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 8 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 14、議案第 8 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

議案第 8 号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成 23 年度集落活性化推進事業旧大鐸小学校校舎改修建設主体工事でありまして、請負金額 5,607 万円で株式会社佐伯工務店、代表取締役、佐伯透と契約締結しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 8 号）

○議長（上川正衛君）

ただ今、説明のありました議案第 8 号について、質疑を行います。
質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、議案第 8 号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 8 号）

○議長（上川正衛君）

議案第 8 号、工事請負契約の締結について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第 1 号 病院再編調査特別委員会の設置

○議長（上川正衛君）

日程第 15、発議第 1 号、病院再編調査特別委員会の設置についてを議題とい

たします。発議第1号は、議員提案であります。
提出者から、提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

8番 山本良熙君。

○8番（山本良熙君）

発議第1号、病院再編調査特別委員会の設置については、朗読により、提案理由といたします。

病院再編調査特別委員会の設置について。土庄町議会委員会条例、第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。委員会の名称、病院再編調査特別委員会。設置の機関、議決の日から調査終了まで。委員の定数、7名。設置の理由、医師・看護師不足や未耐震建物等の諸問題を含めた小豆医療圏の病院再編等について調査及び研究を行い、質の向上と安定した医療の提供を図るため、本委員会を設置するものである。

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第1号）

○議長（上川正衛君）

ただ今、説明のありました発議第1号、病院再編調査特別委員会の設置について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第1号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（上川正衛君）

これより討論、採決を行います。

発議第1号、病院再編調査特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開催していただきまして、病院再編調査特別委員の選任について、ご協議いただきたいと思います。

休 憩 午前 10 時 40 分

再 開 午前 10 時 49 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（上川正衛君）
再開いたします。

病院再編調査特別委員会委員の選任

- 議長（上川正衛君）
日程第 16、決定第 1 号、病院再編調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
本委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が議会で諮って指名することになっています。
おはかりいたします。
本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思いません。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（上川正衛君）
ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
委員の氏名を職員に朗読させます。

- 議会事務局長（三枝正武君）
病院再編調査特別委員会委員の氏名を申し上げます。
病院再編調査特別委員に

1 番 福本耕太議員	3 番 山田建之議員	6 番 川本貴也議員
7 番 泊 満夫議員	8 番 山本良熙議員	10 番 井上正清議員
13 番 藤本誠助議員		

以上でございます。

- 議長（上川正衛君）
お諮りいたします。
ただいま、朗読のあったとおり指名することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（上川正衛君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま、指名の諸君を病院再編調査特別委員会委員に選任するこ

とに決しました。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に病院再編調査特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思いをします。

休 憩 午前 10 時 50 分
再 開 午前 10 時 55 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

病院再編調査特別委員会正副委員長の決定

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

病院再編調査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。

○議会事務局長（三枝正武君）

病院再編調査特別委員会正副委員長をご報告申し上げます。

委員長に井上正清委員。

副委員長に泊 満夫委員。

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

ただいまご報告のとおりであります。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 56 分

再 開 午前 10 時 57 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

閉会中の継続調査申出

○議長（上川正衛君）

日程第 17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

散 会

○議長（上川正衛君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午前 10 時 58 分